

陸前高田市営建設工事に係る監理技術者の兼務に関する取扱いについて

(令和6年3月27日市長決裁)

監理技術者について、建設現場の生産性向上として、限りある人材の有効活用と若者の入職促進を図るため、以下のとおり一定基準を満たす2件の工事の兼務を認めることとする。

1 対象工事

次に掲げる事項を全て満たす場合は、2件の工事で監理技術者を兼務できるものとする。ただし、諸経費を一体のものとして合併入札又は随意契約している複数工事は、これらを1件として扱うものとする。

- (1) 設計額(税込)が3億円未満の工事であること。
- (2) 工事場所がいずれも陸前高田市、大船渡市及び住田町内であること。
- (3) 特記仕様書等により発注者が現場代理人の兼務を認めている工事であること(国、市町村等の他発注機関が兼務を認めている工事との兼務も可能)。
- (4) 現場代理人を兼務していないこと(ただし、監理技術者補佐は現場代理人を兼務可能)。

2 兼務の条件

- (1) 受注者は兼務する2件の工事に、監理技術者補佐をそれぞれ専任で配置すること。
- (2) 受注者は監理技術者と監理技術者補佐間で常に連絡が取れる体制とすること(山間部の携帯電話不感地帯等の工事で連絡体制が確保できない場合は、認めないもの)。
- (3) 監理技術者に求められる責務は変わらないこと。また、主要な会議への参加、主要な工程の立ち合い等、あらかじめ発注者に説明すること。

3 手続き

- (1) 受注者は監理技術者を兼務させようとする場合は、「監理技術者の兼務届」に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表及び監理技術者補佐の資格を有する書類を添付し発注者に届出すること。
- (2) 受注者は施工計画書の作成に当たっては、「監理技術者の兼務届」の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事を兼務することを考慮した内容とすること。

4 施行時期

令和6年4月1日以降に入札公告等を行う工事に適用する。

ただし、契約済の工事であっても、施行時期以降において、1の基準を満たし、かつ発注者が兼務を認めた工事(工事打合簿の書面により明確となっているもの)については適用できるものとする。

監理技術者の兼務に係る特記仕様書

1 趣旨

本工事は、陸前高田市営建設工事に係る監理技術者の兼務に関する取扱い（令和6年3月27日付け市長決裁）に基づき、2件の工事で監理技術者を兼務できる対象である。

2 兼務できる工事

兼務できる工事は、以下の基準を全て満たすものとする。

- (1) 設計額（税込）が3億円未満の工事であること。
- (2) 工事場所がいずれも陸前高田市、大船渡市及び住田町内であること。
- (3) 発注者が兼務を認めている工事であること（国、市町村等の他発注機関が兼務を認めている工事との兼務も可能）。
- (4) 現場代理人を兼務していないこと（ただし、監理技術者補佐は現場代理人を兼務可能）。

3 兼務の条件

- (1) 兼務する2件の工事に、監理技術者補佐をそれぞれ専任で配置すること。
- (2) 監理技術者と監理技術者補佐間で常に連絡が取れること（山間部の携帯電話不感地帯等の工事で連絡体制が確保できない場合は、認めないもの）。
- (3) 監理技術者に求められる責務は変わらないこと。また、主要な会議への参加、主要な工程の立ち合いなど、あらかじめ発注者に説明すること。

4 手続き

- (1) 受注者は監理技術者を兼務させようとする場合は、「監理技術者の兼務届」に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表及び監理技術者補佐の資格を有する書類を添付し発注者に届出すること。
- (2) 受注者は施工計画書の作成に当たっては、「監理技術者の兼務届」の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

年 月 日

監理技術者の兼務届

発注者

陸前高田市長

様

受注者

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

下記のとおり 2 件の工事について、監理技術者を兼務させたいので、届出します。

記

1 現在従事している工事

発注機関		
工事名		
工事場所		
工期		
請負金額		
工事概要		
入札等方式		
監理技術者	氏名	連絡先
監理技術者補佐	氏名	連絡先

2 今後従事させる工事

発注機関		
工事名		
工事場所		
工期		
請負金額		
工事概要		
入札等方式		
監理技術者	氏名	連絡先
監理技術者補佐	氏名	連絡先

注 1：上記 1 と 2、それぞれの発注者に届出すること。

注 2：兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表及び両方の監理技術者補佐の資格を有する書類を添付すること。

注 3：現場代理人との兼務は認めないもの（現場代理人は常駐であることによる）。

注 4：上記 1 と 2 の監理技術者補佐は、別の者とする事。